

タイキ電気工業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、労働基準法に基づく産前産後休業及び、雇用保険法の育児休業給付等の諸制度の内容を周知し、社員が互いに支え合いながら働くことができる職場環境づくりを行います。

＜対策＞

令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日

- ・育児・介護休業法を周知し、育児休業の認知を深めます。
- リーフレット等を用いた回観等により諸制度の周知を図るとともに、社内において制度に関する相談体制の充実を図ります。

目標2：本人又は配偶者の妊娠期から円滑な育児休業取得及び職場復帰の支援、ならびに職場復帰後における支援のための相談窓口を設置します。

＜対策＞

令和 6年 4月 1日～令和 11年 3月31日

- ・相談窓口の設置と、社員への周知を行い、社員又は配偶者の妊娠期から、必要に応じた支援を行える体制を整えます。
- ・円滑な育児休業の取得と職場復帰を支援するために、業務の整理・引継ぎに係る支援や、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を行います。